

京都市告示第 50 号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

平成31年4月5日

京都市長 門川 大作

臨時休所する日 平成31年4月13日（土）

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)